(目的)

第1条 この要綱は、加古川市森林整備計画の基本方針に基づき、森林の持つ公益的機能の重要性を鑑み、森林整備事業を行う団体に対し、予算の範囲内で加古川市小規模森林整備活動団体支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に 掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第4条 補助事業者は、当該補助対象事業等が完了したときは、事業を終了した日から起 算して 60 日以内又は事業実施年度の2月末日のいずれか早い期日までに補助事業実績 報告書(様式第2号)に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(施業地の維持管理)

第5条 補助事業者は、初めて補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間、施業地の維持管理に努めなければならない。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

【別表1】

補助金	性質	事業費補助					
の種類	目的	森林の持つ公益的機	森林の持つ公益的機能を発揮するため				
	対象となる者	森林法第5条に規定する地域森林計画の対象地域に森林が存在する土地を所有し、占有し、又は管理する自治会等の団体であって、以下の要件をすべて満たすもの。 (1)森林整備について土地所有者等の同意を得ていること。 (2)本補助金の対象とする土地の森林整備において、本補助金以外の補助金の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないこと。 (3)団体の構成員の過半数が、本市に在住、在勤又は在学していること。 (4)団体の規約等を有し、代表者及び経理について定められていること。					
補助金の範囲	対象となる 経費	地域で行う森林の公益的機能の水準の維持・向上を図るための森林整備に要する次に掲げる経費とする。 ただし、市長が特に必要と認める森林整備事業については、補助対象経費とする。 (1)委託費 植栽(植林)、下草刈り、除伐、間伐、伐採等の委託費等(2)使用料 チェーンソー、草刈機等作業用機械のリース費(3)消耗品費 チェーンソーや草刈機の替刃、軍手、安全靴、燃料費、活動日の傷害保険料、花・樹木等のための土・肥料等(4)備品費 チェーンソーや草刈機等の購入費(5)日当 作業従事者の日当(目安時間単価1,000円×時間)					
	対象外とな る経費	食糧費、旅費					
補助金の額等		補助基準 単価 補助上限額	100円/㎡ (税込み) ただし、実際に整備に要した単価が上記単価 を下回る場合、実際に整備に要した単価を補 助基準単価とする。 500,000円				

【別表2】

申請書添付書類	 (1)事業計画書 (2)補助金使途見込書 (3)位置図(整備範囲のわかるもの) (4)整備前の写真 (5)団体構成員一覧表、規約等 (6)その他市長が必要と認める書類

【別表3】

別衣3】	
	(1)事業報告書
	(2)補助金使途報告書
	(3) 位置図(実際に整備した範囲がわかるもの)
☆◆*◆**********************************	(4)補助事業に要した費用の支出及び内訳を証する書類(領収
実績績報告 書添付書類	書の写し等)
音がい音類	(5)整備後の写真(申請時に提出した写真と同じ場所を撮影し
	たもの)
	(6) その他市長が必要と認める書類

令和 年 月 日

補助金交付申請書

加古川市長 様

所 在 地: 団 体 名: 代表者名: 連 絡 先:

補助金の交付を受けたいので、令和5年度加古川市小規模森林整備活動団体支援補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

切金父付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。						
補助年度		補助金の名称	小規模森林整備活動 団体支援補助金			
事業名称						
補助金の交付 申請額			円			
補助事業の着 手及び完了予	着手予定	令和 年	月 日			
定年月日	完了予定	令和 年	月 日			
添付資料	(1) 事業計画書(様式第1号 別紙1) (2) 補助金使途見込書(様式第1号 別紙2) (3) 位置図(整備範囲のわかるもの) (4) 整備前の写真 (5) 団体構成員一覧表(様式第1号 別紙3)、規約等 (6) その他					
(1) 本申請にあたり、申請内容に虚偽がないことを誓約します (2) 申請内容について、市が必要に応じて実地調査等を実施す ことに異存ありません。 (3) 提出書類において、虚偽の内容で提出したことが判明した 合、補助金を返還することに異存ありません。						
備考						

※土地所有者等の承諾については、申請団体の責任において許可を得ていること。

事業計画書

(1)	寸	1/2	名

(2) 事業の目的

(3) 事業の内容

整備する森林の所在	整備面積(m²)	備考

(4) 収支予算

収入の部 (単位:円)

区分	予算額	備	考
計			

支出の部 (単位:円)

区分	予算額	備	考
計			

補助金使途見込書

No.	項	目	金	額	備	考
1				円		
2				円		
3				円		
4				円		
5				円		
6				円		
7				円		
8				円		
9				円		
10				円		
11				円		
12				円		
13				円		
14				円		
15				円		
	슴 計					円

団体構成員一覧表

団体の構成員及び役員は次のとおり。

1 役員

区分	氏 名	住 所	備考
会 長			
副会長			
会 計			
委 員			
委 員			
監 事			
監事			

名

2 構成員

No.	氏 名	備考	No.	氏 名	備考
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

令和 年 月 日

補助事業実績報告書

加古川市長 様

所 在 地: 団 体 名: 代表者名: 連 絡 先:

令和5年度加古川市小規模森林整備活動団体支援補助金交付要綱第4条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助年度	Į į	浦助金の名称	小規模森林整備活動団体支 援補助金			
事業名称						
交付決定年 月日 及び番号	年 月	日第	号			
補助金交付 決定額	(うち、交付	円 対済額 円)				
補助金精算 額		円				
添付書類	(1) 事業完了報告書(様式第2号 別紙1) (2) 補助金使途報告書(様式第2号 別紙2) (3) 位置図 (実際に整備した範囲がわかるもの) (4) 補助事業に要した費用の支出及び内訳を証する書類 (領収書の写し等) (5) 整備後の写真 (申請時に提出した写真と同じ場所を撮影したもの) (6) その他					
誓約事項	 (1) 実績報告にあたり、実績内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。また、提出書類の返還は求めません。 (2) 実績報告書の添付書類である領収書等は、本事業を実施するために要したものであることに相違ありません。 (3) 実績報告書の添付書類である写真は本事業を実施した際のもので間違いありません。 (4) 提出書類において、虚偽の内容で提出したことが判明した場合、補助金を返還することに異存ありません。 					
備考						

※日当を補助対象経費とする場合は、日当を支給する対象者全員が確認できる活動 日ごとの集合写真を添付すること。

事業完了報告書

令和 年 月 日

加古川市長様

所 在 地: 団 体 名: 代表者名:

小規模森林整備活動を下記のとおり完了したので報告します。

記

1. 事業の内容

整備した森林の所在	整備面積(m²)	備考	

2. 事業開始年月日

令和 年 月 日

3. 事業完了年月日

令和 年 月 日

4. 収支決算

(1)収入の部 (単位:円)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		1
区 分	決算額	備考
計		

(2) 支出の部 (単位:円)

区 分	決 算 額	備考
計		

補助金使途報告書

No.	項	目	金	額	領収 書No.	備	考
1				円			
2				円			
3				円			
4				円			
5				円			
6				円			
7				円			
8				円			
9				円			
10				円			
11				円			
12				円			
13				円			
14				円			
15				円			
合 計							円